

2010年8月9日

国際協力機構

理事長 緒方 貞子 殿

## フィリピン・ボホール灌漑事業の 調査報告書の情報公開および現地会合に関する要請書

私たちは、貴機構が様々な形で援助してきたボホール灌漑事業<sup>1</sup>について、去る2010年5月10日、貴機構による同事業の「現地調査に関する意見書」を提出させていただいた日本の市民団体・ネットワークです。その後、同意見書で私たちがご提案した点についてご考慮いただき、現地NGOや住民組織等への聞き取りも含めた実地調査を貴機構が進めておられること、大変歓迎致します。

この度は、その貴機構による現地調査の「報告書の公開」、また、同調査における一連の過程の中で開催が予定されておりますボホール州現地における「マルチ・ステークホルダー会合」につきまして、以下の要請をさせていただきたく存じます。

### 1. 現地調査の報告書の公開について

先に私たちが提出致しました2010年5月10日付け意見書の中でも貴機構にご提案した「現地調査の報告書の公開」につきましては、これまで、貴機構との会合を通じ、以下のようなご見解を貴機構がお持ちであると理解しております。

- ・ 報告書の公開ではなく、NGOとの頻繁な会合の中で、現地調査の結果等を共有したい。
- ・ 情報公開法<sup>2</sup>に則った手続きで開示請求があれば、報告書の公開を検討したい。
- ・ (同法に則り、)相手国政府から公開を前提とせずに入手した情報の公開は難しい。

私たちは、同事業の問題や状況に関する認識・理解を相互に共有し、また、問題の解決に向けた取り組みに関する今後の建設的な話し合いをより促進するため、現地調査の結果をまとめた報告書について、個人情報を除き、原則公開とすることを貴機構に求めてまいりました。また、貴機構のご見解に対しては、以下のように考えております。

- ・ 会合に先立ち、事前に貴機構の報告書を精読し、会合の準備をさせていただくことによって、より綿密かつ建設的な協議が可能である。
- ・ 会合の場で、現地調査の結果を口頭でご教示いただく場合、会合の一定の時間を貴機構による結果の報告に割くこととなり、意見交換の時間が短縮されるため、非効率である。また、口頭の場合、報告書全部をご説明いただくわけではないため、頂く情報が断片的になり、従って当方の議論も断片的な情報に基づいたものにならざるを得ない。
- ・ 情報公開法に則った形で開示請求した場合、実際の報告書の公開までに長時間を要する可能性があり、適切なタイミングでの円滑な話し合いの進捗が阻害される恐れがある。
- ・ 貴機構の「環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月1日公布)(以下、ガイドライン)では、基本方針として、「説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保す

<sup>1</sup> ボホール灌漑事業フェーズ1およびフェーズ2、また、カパヤス灌漑施設建設計画の3事業。

<sup>2</sup> 「独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律」(平成14年10月1日施行)

るため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国等の協力の下、積極的に行う」ことが掲げられている。また、ガイドラインでは、「相手国等の商業上等の秘密」に関する情報の公開には十分な配慮が必要であることが明記されているものの、「環境社会配慮に関する情報」、および、「協力事業本体に関する情報」は、「公開すべき情報」として明記されている。一方、今回のボホール灌漑事業に関する現地調査の目的・内容から、同調査結果の報告書に記載される情報は、同事業本体に関する情報、および、環境社会配慮に関する情報が大半を占めると考えられるため、同報告書の公開によって、特段、相手国等に不利な状況を生み出す可能性は低い。

したがって、以上の観点から、私たちは同調査の報告書について、以下の2点を貴機構に要請致します。

- ・ 貴機構のガイドラインの精神に鑑み、また、貴機構の説明責任を確保するため、個人情報を除き、報告書を原則公開とすること。また、そのために、必要に応じて、フィリピン政府への積極的な働きかけを行なうこと。
- ・ 貴機構の現地調査において聞き取り等に協力・参加した現地 NGO や住民組織が、今後も話し合い・取り組みへ継続的に参加することを確保するため、現地で広く使用されている言語、少なくとも英語による調査結果の報告書を公開すること。

## 2. マルチ・ステークホルダー会合について

本年9月1日から2日にかけてボホール州現地で開催が予定されております、「マルチ・ステークホルダー会合」については、主要なフィリピン政府関係者だけでなく、何年にも亘り問題を訴え続けてきた現地の農民の方々への出席も見込まれており、同事業の生み出した問題への取り組みを進めていく一つの大きな契機になりうると、私たちも期待しております。

また、私たちは、今後、同マルチ・ステークホルダー会合が、フィリピン政府関係者、貴機構、また、住民の方々や NGO との間で、有意義かつ建設的な協議を行なえる場として機能し、実質的な問題解決が図られていくことを切に願っております。したがって、同現地会合の実施方法や協議内容につきまして、以下の事項が確保されるよう、貴機構に要請致します。

### 現地会合の実施方法

- ・ 住民や現地 NGO が会合に参加できるよう、会合の日時・場所等については十分な事前周知が行なわれること。また、会合のアジェンダ・協議事項についても事前周知が行なわれること。
- ・ 会合は、住民が参加できるよう、住民らにとってアクセスが容易な場所で実施されること。
- ・ 住民が発言、また、理解しやすいよう、会合の使用言語は、基本的にビサヤ語とし、会合の円滑な進捗のために必要な通訳体制を整えること。
- ・ 会合の進行役であるファシリテーターとして、同事業の農民の問題をよく知っている第三者を立てること<sup>3</sup>。
- ・ 会合では、フィリピン政府関係者等の前で発言を躊躇する、あるいは、発言内容に気を遣う住民もいることに十分配慮すること。

<sup>3</sup> 例えば、地元の教会関係者等が考えられる。

- ・ 会合に参加した住民や現地 NGO 関係者が事後、嫌がらせを受けたり、危害が加えられることのないよう、フィリピン政府、警察、国軍関係者に対して、住民の身体の安全確保に関して特段の配慮を要請すること。

#### 現地会合における協議の内容

- ・ 政府関係者の挨拶や説明等に長時間が割かれ、農民や NGO の発言時間、あるいは、実質的な協議の時間が制限されることのないよう、あらかじめ会合のプログラムの時間配分を十分に考慮すること。
- ・ 下記の主要なテーマについて、十分に協議できるよう、あらかじめ会合のプログラムの時間配分を十分に考慮すること。
  - 整地作業に伴う問題について（借金の返済問題、農地の不毛化とその修復に関する内容を含む）
  - 水不足・水管理の問題について
  - 水利費の支払いについて

また、同テーマに関し、今回の会合で十分な協議ができず、結論に至らなかった場合には、継続協議の場を今後も設けること。

- ・ 移転世帯に関する問題の協議は、灌漑関連の問題の協議と目的・対応策等が異なるため、別途プログラムを用意すること。
- ・ 出席者の共通した理解・認識を促進するため、政府関係者の説明事項に関しては、配布資料を準備すること。
- ・ 出席者の共通認識・理解を促進することで、今後の建設的な話し合い・取り組みをより促進するため、会合の協議内容については議事録を作成し、公開すること。

以上の要請につき、ご検討いただけますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

（要請書連名団体および個人）

関西フィリピン人権情報アクションセンター  
国際環境 NGO FoE Japan  
フィリピン情報センター・ナゴヤ  
栗田 英幸（愛媛大学）

Cc: 国際協力機構 異議申立審査役 殿

#### 【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan：清水  
TEL: 03-6907-7217 FAX: 03-6907-7219  
フィリピン情報センター・ナゴヤ：西井  
TEL / Fax: 0586-23-5017